

●改定の趣旨

平成28年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、「発注関係事務の運用に関する指針」や「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が示されました。

これにより、各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注の防止、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等への対応が求められ、また、公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であるとされました。

さらに、総合評価方式における施工能力の評価に当たっては、「配置予定技術者の施工実績の適切な評価、災害時の工事実施体制の確保の状況、登録基幹技能者等の資格の保有、若手や女性技術者の登用や企業によるバックアップ体制などを評価する等、適切な評価項目の設定に努める。」とされています。

このことを受け、以下の通り、総合評価方式に関する運用ガイドラインを改定しました。

●改定の概要（ポイント）

No.	改定対象	改定のポイント	改定による効果	ガイドライン
1	評価値配分	<p>○加算型の場合 技術等評価値の項目増加及び配点の引き上げを行いました。これにより、すべての評価項目を対象とした場合、価格評価値が15点下がることになりました。</p> <p>○除算型の場合 足切基準を設け、入札価格が調査基準価格を下回った場合、総合評価値の算定における「入札価格」を「調査基準価格」とすることとし、価格競争となる要素を少なくしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術等評価値重視への傾向としました。 ・価格競争の要素が少なくなることから低入札価格を抑制します。 	P7～P9

No.	改定対象	改定のポイント	改定による効果	ガイドライン
2	企業の技術的能力（同種工事の施工実績）	同種工事施工実績の期間を「過去10年間」から「過去15年間」に拡大しました。	実績期間の拡大により、参加者の加点機会が増加します。	P17、P18
3	企業の技術的能力（同種工事の施工実績）	同種工事施工実績に工事成績評定点の要素を加味しました。	成績評定を評価することにより、参加者の加点機会が増加します。	P17、P18
4	企業の技術的能力（工事成績評定点の平均点）	工事成績評定平均点の対象を土木系（土木、ほ装、造園）と建築系（建築、管、電気）の各系統内すべてを対象としました。	広い評価範囲に変更することにより、多種工事を業とする参加者の評価を適正に反映させることができます。	P18
5	企業の技術的能力（優良建設工事表彰等の受賞実績）	優良建設工事表彰実績の工種区別を撤廃しました。	多種工事にわたる受賞実績を有する参加者の加点機会が増加します。	P18
6	配置予定技術者の施工実績	同種工事施工実績の期間を「過去10年間」から「過去15年間」に拡大しました。	実績期間の拡大により、参加者の加点機会が増加します。	P20
7	配置予定技術者の施工実績	同種工事施工実績に成績評定加点を加味しました。	成績評定を評価することにより、参加者の加点機会が増加します。	P20
8	配置予定技術者（工事成績評定点の平均点）	工事成績評定平均点の対象を配置予定技術者が配置技術者として従事した工事すべてとしました。	広い評価範囲に変更することにより、多種の資格を持つ技術者の評価を適正に反映させることができます。	P20

No.	改定対象	改定のポイント	改定による効果	ガイドライン
9	配置予定技術者（優良建設工事表彰等の受賞実績）	優良建設工事表彰等（技術者）の受賞実績への評価を新設しました。	技術者の技量向上及び育成を促進し、また加点機会が増加します。	P 2 1
1 0	配置予定技術者（取得資格）	監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を明確に表記しました。	資格等をわかりやすくしました。	P 2 1
1 1	配置予定技術者（継続学習制度の取組状況）	継続学習（C P D）制度の取組状況への評価を新設しました。	技術者の技量向上を促進するとともに雇用事業者のバックアップ体制を促進します。	P 2 1
1 2	企業の社会性（災害時における協定）	災害時における協定について、本市との協定対象を明確に表記しました。	対象となる協定をわかりやすくしました。	P 2 3
1 3	企業の社会性（建設機械の保有状況）	建設機械の保有状況への評価を新設しました。	特定建設機械を保有することで災害時等復旧の地域貢献を促進します。	P 2 4
1 4	企業の社会性（環境問題への取り組み）	環境問題への取り組みにおける電気自動車等エコカーの保有状況を所有とリースを同じ配点へ変更しました。	リースも所有と同格に対応することにより、エコカー導入を促し、更なる環境問題への取組を図ります。	P 2 4
1 5	企業の社会性（ワーク・ライフ・バランス）	平塚市イクボス宣言企業への評価を新設しました。	企業がワーク・ライフ・バランス等を推進することにより、中長期的な担い手の育成及び確保等への対応を促進します。	P 2 5

No.	改定対象	改定のポイント	改定による効果	ガイドライン
16	企業の信頼性 (入札参加資格停止処分の有無)	過去3年間に受けた入札参加停止処分についての評価(減点)を新設しました。	入札参加停止処分につながる行為を抑制します。	P25
17	特定施策への取り組み	建設産業の担い手確保及び育成への取り組みに関する国の方針や市の考えを「自由設定項目」から「特定施策」に名称変更し反映させます。 (評価内容の一例) ・若年技能者雇用 ・障がい者雇用 ・女性技術者雇用 ・配置予定技術者の特殊資格 ・入札参加登録における同種工事の第1位希望順位 など	多様化する国の方針と市が考える工事の特殊性への取り組みを設定することで、特定施策に対応する業者の意識向上を促進します。	P26
18	その他	・ペナルティによる減点内容を見直しました。 ・JVの取扱いを整理しました。	これまでの表記について、わかりやすく修正しました。	P27 P47～P49